

# 経済産業省における周知・広報活動 (平成27年度)

平成28年1月26日  
経済産業省

# 経済産業省における周知・広報活動

## 従来の周知・広報活動

ポスター作成

パンフレット・リーフレット作成

経済産業局における家電リサイクルプラント見学会



消費者に対して実施したアンケート調査等(平成26年度)の結果から  
以下のことが判明

いわゆる義務外品を始めとする廃棄のみの場面においては、家電リサイクル法等の適正なルートを知らないと、不用品回収業者など手近なルートへ排出される。

これにより、不法投棄につながり、それが環境問題等につながることが少なくないということを知り得て、驚いたとする結果が得られた。

→ 廃棄のみの場面において、家電リサイクル法等の適切なルートを遵守することの重要性について周知する必要がある。

# 経済産業省における周知・広報活動

## 平成27年度周知・広報活動

動画「経済産業省 3分アニメでわかる家電リサイクル法」を作成し、YouTubeにおいて動画配信(平成27年9月30日～)

経済産業省HPに特設ページ「家電4品目の「正しい処分」早わかり！」を掲載し、本動画もUP(平成27年9月30日～)



製造業者等・小売業者・引っ越し業者等の企業・団体、地方自治体等のHPに経済産業省特設ページのURLを貼っていただくよう協力依頼

リストティング広告・ネットワークディスプレイ広告の実施し、約2万人を経済産業省特設ページへ誘導(第1期:平成27年10月1日～、第2期:平成28年2月(予定)～)

### リストティング広告

検索エンジンの窓に「テレビ」×「処分」など特定のキーワードを入れて検索すると結果画面に文字広告が表示される。

広告表示:35万回想定、誘導:2,650人想定



### ネットワークディスプレイ広告

ネットワークで束ねられているWebサイト上の特定層に向けて広告が表示される。

広告表示:585万回を想定、誘導:17,500人想定

# 経済産業省における周知・広報活動

経済産業省特設ページのキャラクターを使用して、消費者への周知・広報活動を実施している例がある。

- 大手家電流通協会の店内掲示用ポスター



- 茨城県守谷市の住民向けチラシ

このチラシは、茨城県守谷市で配布されたもので、以下の内容を含んでいます。

- 家電4品目(テレビ・冷蔵庫等)の廃棄方法について**: 「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」は、家電リサイクル法により排出者が料金を負担して、リサイクルすることとなっております。市での受付や収集、環境センターへの直接搬入は行えませんので、以下の方法を参照に、ご対応をお願い致します。
- 「無許可」の回収業者を利用しない様にしましょう**: 守谷市の「一般廃棄物処理業許可」を得ずに市内で家庭ごみを回収している業者は違法業者です。※「産業廃棄物処理」や「古物商」の許可を得た業者での家庭ごみの回収も違法です。違法業者の利用により、トラブルに巻き込まれたり、不法投棄等に繋がる可能性があります。
- 高額請求トラブル**: はじめは「無料」を謳っていたが荷物を積み込んだ後で、「全てが無料でない」と言い高額の請求をされる。違法業者の可能性！
- 不法投棄・不適正処理・不適正管理**: トランク型回収・空き地型回収・チラシ型回収・Web宣伝型回収などによる問題。不法投棄や不適正な処理により火災や水質汚染(鉛の流出)などの原因となる。

各市町村における義務外品の回収体制のホームページと経済産業省特設ページとの連携を図り、消費者への周知・広報を図るとより効果的